

島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業実施要綱

(令和 8 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「ひとり親」という。）に対し養育費の確保のための強制執行申立てに係る必要な費用について、その一部を島本町（以下「町」という。）が支給することにより、養育費の継続した履行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 766 条第 1 項に規定する子の監護に要する費用をいう。
- (2) 弁護士等 弁護士又は弁護士法人をいう。
- (3) 着手金 弁護士等が養育費の確保に係る事案の処理を受任する際に発生する費用であって、業務処理の対価の一部となるものをいう。
- (4) 実費 養育費の確保に係る裁判所の申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び公的機関が求めた連絡用の郵便切手代をいう。
- (5) 債務名義等 強制執行認諾文言付公正証書、調停調書、審判書、判決又は和解調書等、強制執行によって実現されるべき債権の存在及び範囲を公的に証明した書類をいう。

(対象者)

第 3 条 対象者は、申請時において、町内に居住するひとり親であって、次に掲げる受給要件を全て満たすものとする。

- (1) 養育費の不払により受け取れていない債権がある者
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義等を有している者
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童（町に事前相談した時点で 20 歳に満たない者に限る。以下「児童」という。）を現に扶養している者
- (4) 過去に他の自治体を含め、同内容の補助金等を交付されていない者

(支給対象経費及び支給額)

第 4 条 支給対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 養育費確保のための財産開示手続並びに第三者からの情報取得手続及び強制執行

申立てに係る実費

- (2) 第三者からの情報取得手続及び強制執行申立てに係る着手金

2 支給額は、前項に定める経費の全額とし、15 万円を上限とする。

(手続の概要)

第5条 手続の概要は次のとおりとする。

- (1) 町に事前相談
- (2) 強制執行申立て
- (3) 強制執行の申立ての実施を裁判所が決定（差押命令等）
- (4) 強制執行申立費用支援事業の支給申請
- (5) 強制執行申立費用支援事業の支給決定及び交付
（事前相談）

第6条 申請者は、町長に島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業事前相談申出書（様式第1号）を提出しなければならない。この場合において、町に事前相談する時期は、養育費確保のための財産開示手続又は第三者からの情報取得手続及び強制執行を申し立てる前とする。ただし、弁護士等へ依頼する場合は、弁護士等と契約する前（令和8年4月1日以降の日に限る。）とする。

2 島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業事前相談申出書（様式第1号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

- (1) 債務名義等の写し
- (2) その他町長が必要と認めるもの
（申請）

第7条 申請者は、島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業支給申請書兼請求書（様式第2号）に必要書類を添付し、強制執行の申立ての実施を裁判所が決定した日（債権差押命令が出た日等をいう。）の翌日から起算して6か月以内に町長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本並びに児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。）
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 強制執行の申立ての実施を裁判所が決定したことを証する債権差押命令等の書類の写し及び申立て内容が分かる書類の写し
- (4) 支給対象経費が分かる領収書等
- (5) 弁護士等と締結した契約書（弁護士等と締結した場合に限る。）
- (6) その他町長が必要と認めるもの
（支給決定等）

第8条 町長は、前条の規定による支給の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めて支給を決定したときは、島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業支給決定通知書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により審査した結果、支給することが不相当であると認めるときは、理由を付して、島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業不支給決定通知書（様式第4号）により、その旨を、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により支給を決定したときは、申請書に記載された口座に決定した金額を振り込み、支給するものとする。

（経費に対する報告、調査及び検査）

第9条 町長は、申請者に対し、対象経費に関する報告を求め、又は対象経費に関する調査若しくは検査をすることができる。

2 申請者は、正当な理由がない限り、前項の調査等を拒んではならない。

（支給決定の取消し等）

第10条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により支給を受けたときは、第8条第1項の規定による支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は支給した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業支給決定取消し通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業事前相談申出書

島本町長 様

(申請者) 氏 名 _____

住 所 _____

島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業支給申請に先立ち、事前相談を申し上げます。

相 談 日		年 月 日		
申 出 者	住 所			
	氏名（フリガナ）			
	生 年 月 日	年	月	日
	電 話 番 号	—	—	
養育費の取決めの 対象となる児童		氏名	生年月日	年齢
			年 月 日	歳
			年 月 日	歳
			年 月 日	歳
相 談 内 容				

【確認事項】

- 養育費の不払により受け取れていない債権がある。
- 養育費の取決めに係る債務名義等を有している。
- 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している。
- 他の自治体等を含め、過去に同内容の助成を受けていない。

【添付書類】

- 債務名義等の写し（養育費の取決めに係る公正証書・調停調書・判決書等）
- その他

年 月 日

島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業支給申請書兼請求書

島本町長 様

(申請者) 氏 名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業実施要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、審査に必要な事項について、公簿等による閲覧並びに関係機関への調査及び照会を行うことに同意します。また、前住所地等での補助金等の受給状況等の照会に当たり、申請者が同意している旨を各関係機関に伝えることを承諾します。

1 申請額

支 給 申 請 額	金									円
-----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

2 弁護士等利用の有無

有 無

3 添付資料（公簿等によって確認することができる場合は、省略可能）

- 申請者及び児童の戸籍謄本・抄本
- 児童扶養手当証書の写し（該当する場合のみ）
- 世帯全員の住民票の写し
- 強制執行の申立ての実施を裁判所が決定したことを証する書類（債権差押命令等）の写し及び申立ての内容が分かる書類の写し
- 対象経費の領収書又はレシート等の写し
- 弁護士等と締結した契約書（弁護士等と締結した場合のみ）
- その他町長が必要と認めるもの

4 振込先

振 込 先 金融機関	銀行・信用金庫 農協 ・ 組合	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	支店	口 座 番 号	(フリガナ)
		口 座 名 義	

様式第3号（第8条関係）

島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業支給決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

島本町長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業について、下記のとおり支給することに決定しましたので、島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業実施要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

支給決定額 _____ 円

様式第4号（第8条関係）

島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業不支給決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

島本町長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業について、下記の理由により不支給と決定しましたので、島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

<不支給の理由>

様式第5号（第10条関係）

島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業支給決定取消し通知書

第 号
年 月 日

様

島本町長

印

年 月 日付け第 号で支給決定を通知した島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業について、下記の理由により支給決定を取消すことに決定しましたので、島本町養育費確保のための強制執行申立て支援事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

取消しの理由：

取消し金額

_____ 円